

第 22 回別府市都市計画審議会

議 案 書

日 時：令和元年 8 月 2 日（金）午後 2 時 00 分～

場 所：別府市水道局 3 階大会議室

別府市建設部都市政策課

目 次

報告 1	別府市立地適正化計画の作成について	… 1
報告 2	別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、開発及び 保全の方針の見直しについて	… 3
第 1 号議案	別府市都市計画審議会小委員会の設置について	… 5

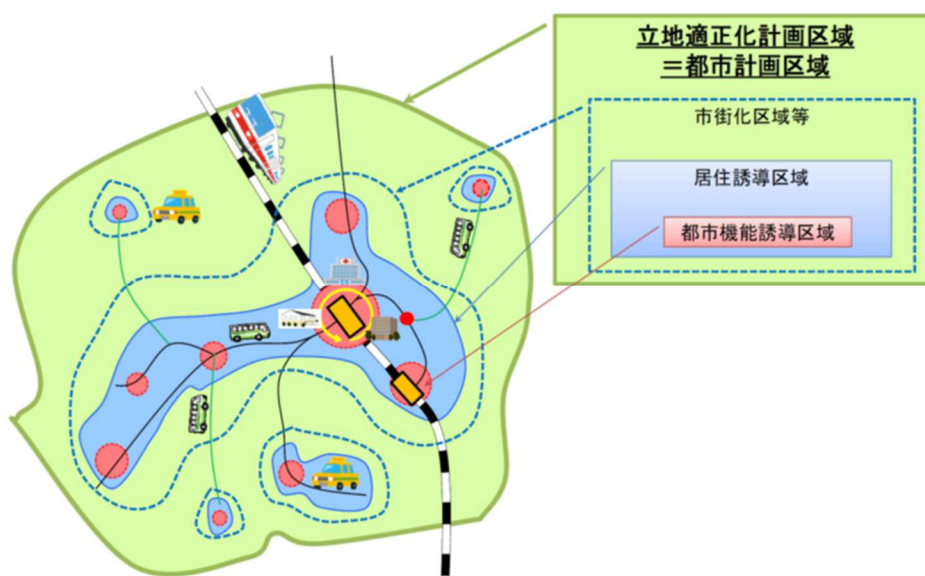
報告 1 別府市立地適正化計画の作成について

報告 1 別府市立地適正化計画の作成について

1. 立地適正化計画について

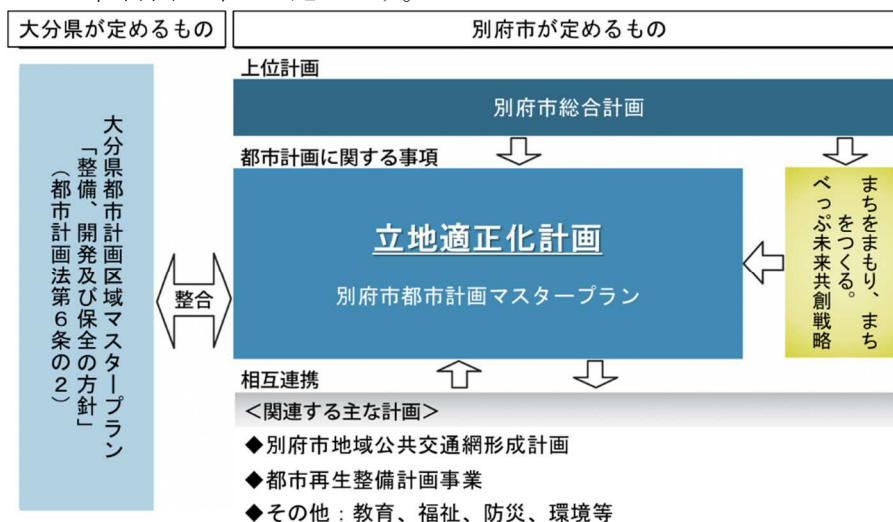
(1) 概要

立地適正化計画（都市再生特別措置法第 81 条）とは、都市全体の観点から住宅や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関して定める包括的なマスタープランです。都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、各拠点が公共交通により連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。



(2) 位置付け

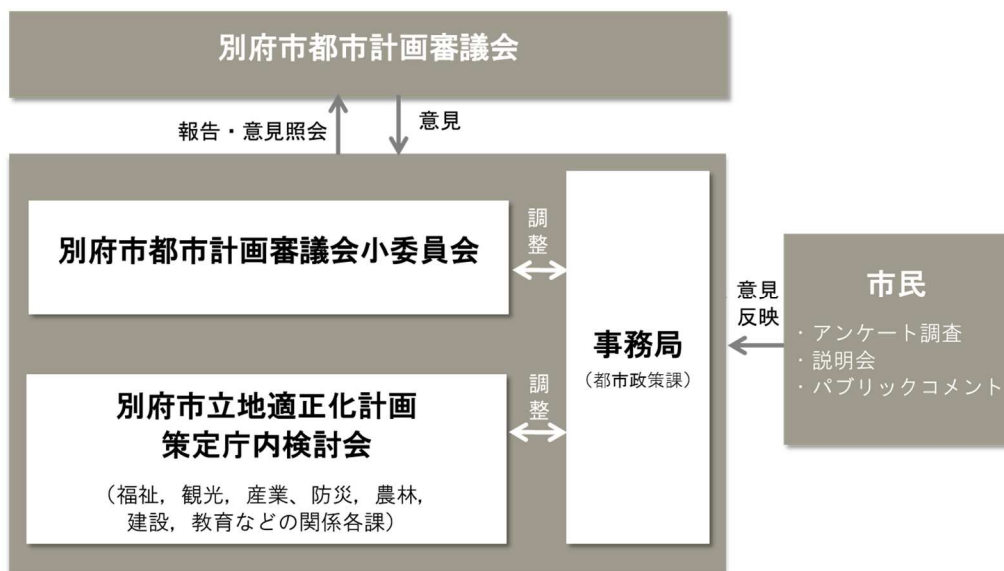
立地適正化計画は、都市計画法に基づく市町村都市計画マスタープランの高度化版であり、大分県都市計画区域マスタープラン（報告 2）と整合を図り、市の総合計画や総合戦略などの上位計画に即して定めます。



2. 策定体制とスケジュールについて

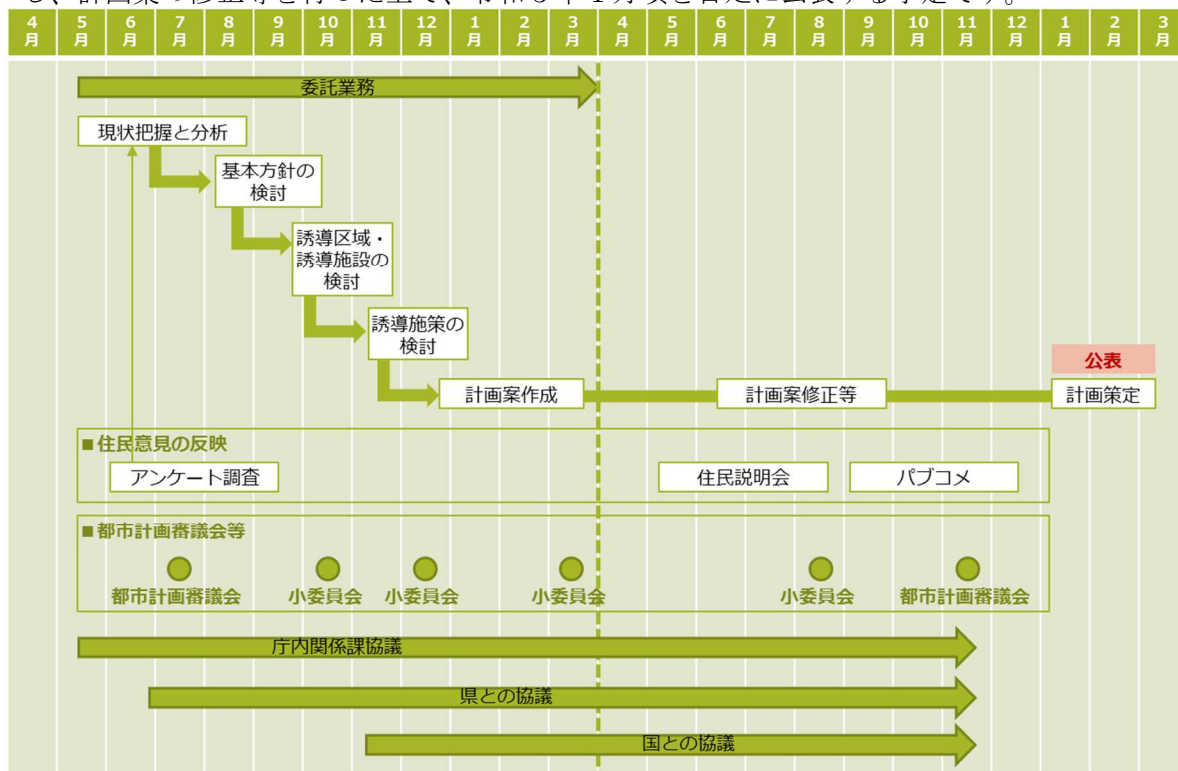
(1) 策定体制（案）

立地適正化計画は、今後の都市計画において重要な計画であるため、案の作成段階から都市計画審議会小委員会（第1号議案）の意見を聴きながら進めていきたいと考えています。



(2) 策定スケジュール（案）

令和元年度に計画案を作成し、令和2年度に住民説明会やパブリックコメントを実施し、計画案の修正等を行った上で、令和3年1月頃を目処に公表する予定です。

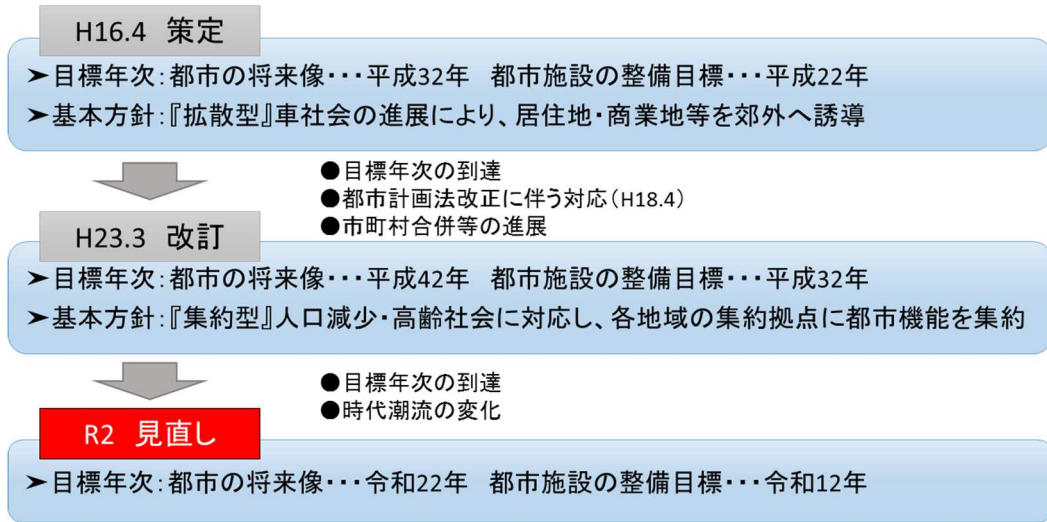


報告 2 別府国際観光温泉文化都市建設計画区域の整備、
開発及び保全の方針の見直しについて

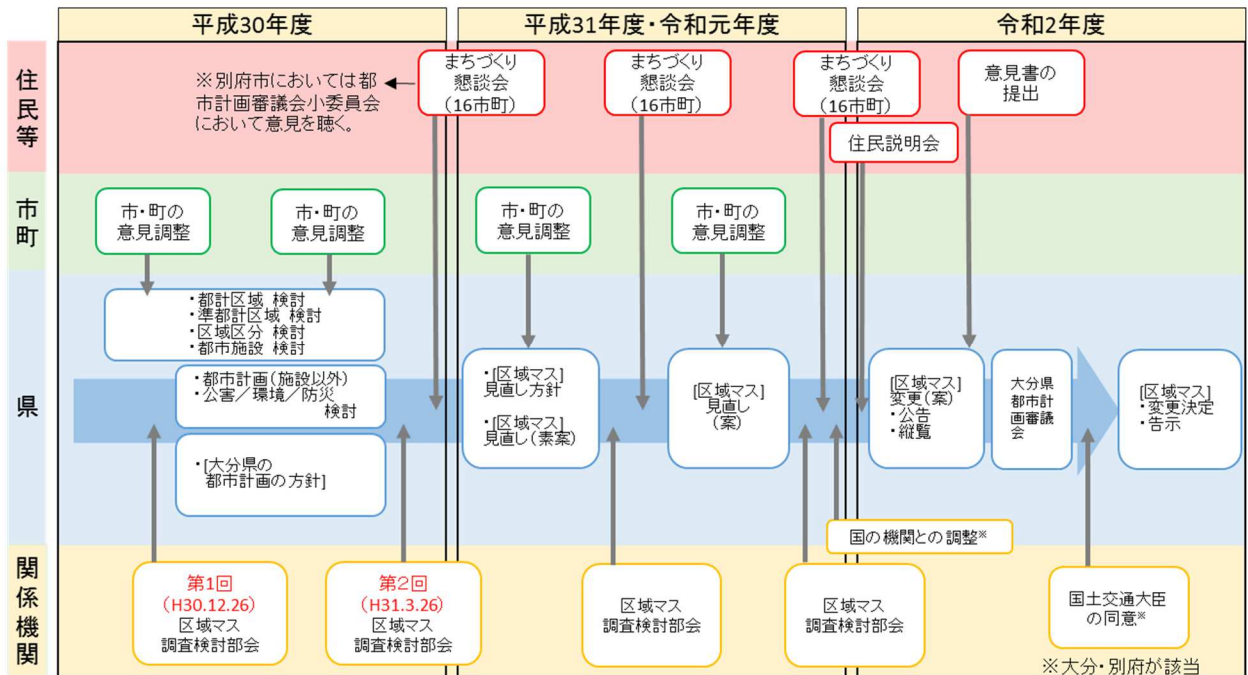
2. 見直しの概要とスケジュールについて

(1) 見直しの経緯

大分県では、平成16年4月に18の都市計画区域マスタープランを策定し、平成23年3月に改訂を行っています。今回は、目標年次に到達することや人口減少がさらに進んでいること、頻発する自然災害への備えなどの時代潮流の変化等から、見直しを行うものです。



(2) 見直しスケジュール（案）



第 1 号議案 別府市都市計画審議会小委員会の設置について

第1号議案 別府市都市計画審議会小委員会の設置について

【設置理由】

今年度より別府市において立地適正化計画の作成作業を行っており、また、大分県においては、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の見直しを行う予定である。

立地適正化計画については、今後の都市計画において重要な計画であることから、案の作成段階から、都市計画審議会の意見を聴きながら進めていきたいと考えている。

また、大分県が見直しを行っている都市計画区域マスタープランについては、各市町村ごとにまちづくり懇談会を設置し、意見を聴きながら進めており、別府市においては前回同様、都市計画審議会の委員の意見を聴いていきたいと考えている。

立地適正化計画の作成及び都市計画区域マスタープランの見直しに関する調査審議を行うため、都市計画審議会に小委員会を設置するものとする。

【調査審議内容】

○立地適正化計画の作成

- 令和元年度 ・現状把握と分析及び基本方針について
- ・誘導区域、誘導施設の検討について
- ・計画案の作成について

- 令和2年度 ・住民説明会結果及び修正案について

○都市計画区域マスタープランの見直し

- 令和元年度 ・見直し方針、見直し素案について
- ・見直し案について

【開催スケジュール（案）】

令和元年度：3回程度（9月頃、11月頃、3月頃）

令和2年度：1回程度（8月頃）

【委員について（案）】

別府市都市計画審議会条例第2条第2項第1号委員（学識経験のある者）の7名とする。

別府市都市計画審議会小委員会運営要綱（案）

（趣 旨）

第1条 別府市の都市計画に関する案の作成等（立地適正化計画の作成及び都市計画区域マスタープランの見直し）の段階における調査審議を行うため、別府市都市計画審議会長（以下「会長」という。）は、別府市都市計画審議会条例第9条の規定に基づき別府市都市計画審議会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 小委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 小委員会の委員数は、委員長を含め7名以内とする。

4 小委員会の委員は、都市計画審議会条例第2条第2項第1号委員（学識経験のある者）とする。

（所掌事務）

第3条 小委員会は、次に掲げる事項について協議検討を行い、その結果を市長に報告する。

(1) 都市計画等に関する案の作成等（立地適正化計画の作成及び都市計画区域マスタープラン見直し）に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

（任 期）

第4条 会長は小委員会が所期の目的を達成したと判断したときは、委員の職を解き小委員会を解散する。

（会 議）

第5条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

（事務局）

第6条 小委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

（委 任）

第7条 別府市都市計画審議会条例、同議事運営要綱及びこの要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。